

令和5年度から第2子の利用者負担額（保育料）無償化します！

泉佐野市では、令和5年4月から、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、第2子の利用者負担額（保育料）を現行の国基準の半額から、市独自政策として無償とします。

つきましては、「施設※1）」に入所（園）している小学校就学前の子どもが、同一世帯に2人以上いる場合、利用者負担額（保育料）が2人目以降無償となります。

ただし、市民税所得割課税額が57,700円未満（特定世帯の場合は77,101円未満）の世帯は、子どもの年齢制限を撤廃し、第2子以降の利用者負担額（保育料）は無償となります。

○NEW! 令和5年4月からの泉佐野市独自施策における利用者負担額（保育料）

	市民税額所得割額	多子カウント制限	第2子	第3子
一般世帯	57,700円未満 (A階層・B階層の世帯)	なし	無償	無償
	57,700円未満	なし	無償	無償
	57,700円以上	あり	無償	無償
特定世帯	77,101円未満 (A階層・B階層の世帯)	なし	無償	無償
	77,101円未満	なし	無償	無償
	77,101円以上	あり	無償	無償

○これまでの国基準における利用者負担額（保育料）

	市民税額所得割額	多子カウント制限	第2子	第3子
一般世帯	57,700円未満 (A階層・B階層の世帯)	なし	無償	無償
	57,700円未満	なし	半額	無償
	57,700円以上	あり	半額	無償
特定世帯	77,101円未満 (A階層・B階層の世帯)	なし	無償	無償
	77,101円未満	なし	無償	無償
	77,101円以上	あり	半額	無償

(注) 多子カウント制限が「あり」の場合、「施設※1）」に入所（園）している小学校就学前の子どものみが対象となります。

※1 「施設」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育等）、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援・医療型児童発達支援、企業主導型保育園をいいます。

※2 A階層は、「生活保護法による非保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯」を指します。

※3 B階層は、「A階層を除く市民税非課税世帯」を指します。